

事務事業名		老人ホーム入所判定委員会開催事業			<input type="checkbox"/> 実施計画登載事業		<input type="checkbox"/> 総合戦略登載事業				
政策体系	政策名	安心が確保されたまちづくりの推進 012			事業期間		予算科目				
	施策名	高齢者支援の充実 12			<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始 年度～)	<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度	会計	款	項	目	事業
	基本事業名	福祉サービスの充実 03					01	03	01	03	14
根拠法令		老人福祉法第11条第1項第1号及び第2号、大船渡市老人ホーム入所判定委員会設置要綱			事務事業区分						
所属	部課名	生活福祉部長寿社会課			A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)						
	課長名	佐々木 義和									
	係名	高齢者福祉係	電話	26-2943							
	担当者	佐藤 かおり	内線	439							
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 養護老人ホームへの入所措置の審査を行う。 主な業務は、①入所申請書受付、②本人の実態調査、③本人の診断書依頼、④入所判定の資料作成、⑤入所判定委員会の開催及び判定依頼、⑥申請者への可・否の通知、⑦判定委員へ報償支払い。 事業費は、委員会委員に支払う報償費として支出される。					全体計画(※期間限定複数年度のみ)						
					総 投 入 量 (千円)	国庫支出金					
	都道府県支出金										
	地方債										
	その他										
	一般財源										
	事業費計(A)						0				
	正規職員従事人数										
	延べ業務時間										
	人件費計(B)						0				
	トータルコスト(A)+(B)						0				

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

申請後判定対象者について調査を行い判定資料を作成し、入所判定委員会で入所の可否を審査。審査後、判定委員への報酬の支払を行う。入所可と判定された場合は入所に必要な書類を整えて提出して貰う。

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

前年度と同様

② 対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等

環境上の理由及び経済的理由により、在宅で適切な養護が受けられない原則65歳以上の高齢者で、養護老人ホームへの入所を希望する者。

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

養護老人ホームへの入所措置の必要の可否を判定する。

④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)

自立して不安なく日常生活を送ることができる。

(5) 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 入所前訪問調査回数	回
イ 審査会開催回数	回
ウ	

(6) 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 申請者数	人
キ	
ク	

(7) 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

名称	単位
サ 入所判定委員会審査対象者数	人
シ	
ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

事業費 投入量	年度 単位	27年度(実績)		28年度(実績)		29年度(実績)		30年度(実績)		元年度(目標)		2年度(目標)		
		国庫支出金 千円	都道府県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円	事業費計(A) 千円	30 30	60 60	60 60	90 90	90 90	110 110	110 110
財 源 内 訳														
人 件 費														
	正規職員従事人数	人		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1
	延べ業務時間	時間		110	110		110	110	110	110	110	110	110	110
	人件費計(B)	千円		440	440		440	440	440	440	440	440	440	440
	トータルコスト(A)+(B)	千円		470	530		500	500	500	530	530	530	530	530
⑤活動指標	ア	回		4	9		7	10	6	6				
	イ	回		4	5		5	6	6	6				
	ウ													
⑥対象指標	カ	人		4	9		7	10	6	6				
	キ													
	ク													
⑦成果指標	サ	人		4	9		7	10	6	6				
	シ													
	ス													

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

昭和38年に公布された老人福祉法第11条第1項第1号において規定する養護老人ホームへの入所措置を実施するに当たり、入所措置の要否を客観的に判断し措置の公平・適正化を図ることを目的とし、平成5年度から医師や老人福祉施設長などを委員に委嘱し、判定委員会を開催することとなった。

(2) 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

一人暮らし高齢者及び高齢者世帯など、社会的支援や介護の必要な高齢者の増加、高齢者虐待例の増加により対象者は増加している。

なお、機構改革により、平成27年4月1日から担当課の課名が保健介護センターから長寿社会課に改められた。(平成23年度までは保健福祉課)

(3) この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

特になし。

2 評価の部(SEE) *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】	当事業を実施することにより、入所者が安心して施設で自立した生活が送れる。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】	関係法令により市町村が行うこととされている。
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】	関係法令で定められており、限定・追加をする余地はない。
有効性評価	④ 成果の向上余地	<input type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】	入所判定に際しては、専門的な知識を持つ医師や施設長が判定しており、これ以上の成果の向上余地はない。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】	関係法令で定められており、廃止等する余地はない。
効率性評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】	ほかに措置の出来る事業がない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】	事業費は判定委員への報酬分のみで最低限の必要経費であるため、これ以上の削減は困難である。
公平性評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】	在宅で養護を受けられない65歳以上の高齢者で養護老人ホームへの入所を希望する者を対象にしており、受益の不公平はない。また、費用負担についても、国の基準に基づき算定しており、収入等に応じ毎年改定していることから、適正であるといえる。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性

- ① 現状維持
- 2 改革改善(縮小・統合含む)
- 3 終了・廃止・休止



(2) 改革・改善による期待成果

左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。
(終了・廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト		
		削減	維持	増加
成績	維持	向上		
		●	X	
低下		X	X	X

(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、当該入所判定委員会へ諮る案件も増加する見込みである。
入所措置の要否判定が適正に行われるよう、現状どおり継続して委員会開催に係る事務を実施する。

4 課長等意見

(1) 今後の方向性

- ① 現状維持
- 2 改革改善(縮小・統合含む)
- 3 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

委員の招集から開催まで、適切な事務執行がなされている。老人福祉法に基づく入所措置に係る委員会であり、今後も適切に開催していく。